

譲ります・譲ってくださいコーナー運用規定 (通称：ゆず・ゆずコーナー)

作新台自治会 広報部

1. 目的

もったいないをモットーとした会員相互の交流

2. 参加条件

- ① 掲載希望者(以降譲渡者)は作新台自治会会員であること
- ② 譲渡者と譲り受け希望者との相互責任と会員の信頼関係で行うこと
- ③ 譲渡における金銭の授受は禁止とする
- ④ 掲載期間は3カ月以内とする。ただし継続掲載を希望する場合は申請により、さらに3カ月間の継続掲載を可能とする

3. 運用要領

【譲渡者】

- ① 譲渡者はコーナー内申込書にて申込を行う
- ② 対象商品を申込フォームに商品画像、商品NOを掲載しメール送付する
info@sakushindaijichikai.jpに送付
- ③ 自治会HP担当者が内容の精査、出品可否判断をする
- ④ HP担当者が可否判定後HPコーナーに掲載する
- ⑤ 譲り受け希望者があった場合、HP担当者がその申込書内容を譲渡者に連絡し、譲り受け希望者に連絡してもらい譲渡のやり取りをしてもらう
- ⑥ 譲り受け希望者が会員以外の場合、譲渡者が可否判断を行ってください
- ⑦ 譲渡の有無を自治会に報告してください

【譲り受け希望者】

- ① 譲り受け希望者はコーナー内申込書に
申込日、氏名、地区・班、住所、電話番号、メールアドレスを記入、
希望商品を出品NO、数量を記載しメール送付
info@sakushindaijichikai.jpに送付
- ② HPコーナー担当者が譲渡者に連絡
- ③ 譲渡者より申込内容記載の電話、メールにて連絡をする
- ④ 譲渡者が譲り受け希望者に譲渡内容・引渡し方法などを話し、相互合意をもって成立とする

4. 実施におき注意事項

- ① ホームページ内の本コーナーには個人情報掲載しない
- ② 個人情報交換は譲渡者、譲り受け者相互のみでのやり取りで行う
- ③ 自治会担当者は申込書内の個人情報は第三者に漏らしてはならない
- ④ 譲渡者、譲り受け者相互の参加条件の厳守
- ⑤ 自治会は当コーナーの紹介のみにて譲渡行為の結果については関与しない